

商品概要説明書

ネットバンク専用定期貯金【スーパー定期貯金＜単利型＞】

(令和7年4月1日現在)

商 品 名	・ ネットバンク専用定期貯金【スーパー定期貯金＜単利型＞】
ご利用いただける方	・ 個人のみ
期 間	・ 定型方式 1 年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1 万円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 当初預入時の金利は JA ネットバンクの定期貯金預入画面にてご確認ください。 ・ 自動継続時の金利は店頭の金利表示ボード及び JA のホームページに掲載しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.50% を上乗せした利率） ・ マル優の取扱いはできません。 ・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて JA バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）約定した預入期間が 1 か月以上 1 年未満の場合 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A本支店（所）または金融部貯金課（電話：092-322-2765）に お申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備 し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等 を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき ます。上記当J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 （電話：092-791-1840） 北九州法律相談センター （電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター （電話：0942-30-0144）
その他参考となる 事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計 算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A糸島